

# 平成29年度 三郷市環境審議会

---

## 第1回 会議録

三郷市 環境安全部 クリーンライフ課

平成29年11月14日（火）

三郷市役所 全員協議会室（6階）

## 委員の出席状況

※網掛けは欠席者

NO	職名等	所属名又は職種	氏名 (敬称略)
1	学識経験を有する者	三郷吉川地区獣医師会 会長	佐藤 剛
2	〃	元 日本工業大学 准教授	飯倉 道雄
3	〃	日本大学文理学部 教授	加藤 央之
4	商工団体に属する者	三郷市商工会	篠田 耕司
5	〃	鳩鳥ライオンズクラブ	篠田 實
6	〃	三郷市環境保全協力会	瀧澤 美之
7	農業団体に属する者	さいかつ農業協同組合	戸邊 修司
8	〃	三郷市農業委員会	戸邊 勲
9	市民	三郷の川をきれいにする会	鈴木 こずえ
10	〃	みさと環境ネットワーク	石井 洋
11	〃	高州・東町地区町会連合会	白石 藤夫
12	〃	一般公募	武捨 清
13	関係行政機関の職員	埼玉県越谷環境管理事務所 所長	新村 三枝子
14	〃	埼玉県草加保健所 所長	中山 由紀
15	〃	埼玉県吉川警察署 生活安全課長	三津原 強

## 【事務局】

島村環境安全部長、秋田クリーンライフ課長、篠田環境政策室長、吉田環境保全係長、後藤環境保全係主事、國枝環境保全係主事、青木環境政策室主事

## 【会議録の作成方法】

録音機器から作成した要点記録

## 【傍聴者の数】

0人

## 1. 開 会

---

## 2. 委嘱式（委嘱書の交付）

---

## 3. 市長あいさつ

---

## 4. 審議委員自己紹介/事務局職員紹介

---

## 5. 会長・副会長の選出

---

## 6. 会長あいさつ

---

## 7. 報告

---

**秋田課長**

それでは、議事に入ります前に出席委員の状況について報告いたします。本日の出席委員は、委員15名中、9名でございます。三郷市環境基本条例第32条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立していることをご報告いたします。続きまして、次第の7. 報告に移りたいと存じます。

議事の進行につきましては、三郷市環境基本条例第32条に基づきまして会長が議長を務めることとなっておりますので、佐藤会長よろしく申し上げます。

**佐藤会長**

それでは、議長を務めさせていただきます。

ただいまの事務局からの報告のとおり、本日の審議会は成立とします。次に、会議録の署名委員につきまして、私から指名させていただきたいと思っております。瀧澤委員と戸邊委員にお願いしたいと思っております。

続きまして、会議の公開について、事務局より報告を求めます。

**秋田課長**

当市では三郷市審議会等の設置及び運営に関する規程におきまして、審議会の会議は原則公開となっております。ただし、三郷市情報公開条例第7条第1号から第8号に規定する非公開情報に該当すると認められる事項、また会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められると当審議会が判断した場合は非公開とすることができるとしております。

事務局といたしましては、本日の議事内容については、すべて公開で問題ないと考えております。なお、本日は傍聴希望者がおりません。以上、報告させていただきます。

**佐藤会長**

お諮りいたします。ただいま、事務局からの説明では公開が妥当とのこと

でございます。本日の会議は公開といたしたいと思えます。これに異議はありますか。

～異議なし～

ご異議なしと認めます。よって本日の会議は公開といたします。

それでは、議事を進めます。報告事項（１）環境基本計画について、事務局から説明をお願いいたします。

**秋田課長**

環境基本計画は、三郷市環境基本条例第 8 条に規定されている、三郷市が環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定している計画でございます。主な施策等計画の概要につきましては、担当よりご説明申し上げます。

**篠田室長**

それでは説明させていただきます。

まず初めに、三郷市環境基本計画後期計画について、概略を説明いたします。お手元に計画書をご用意ください。

1 ページをご覧ください。

この計画策定の背景でございますが、平成 13 年に制定された本市における環境保全に関する施策を、総合的かつ計画的に推進することを定めた「三郷市環境基本条例」に基づくものでございます。

2 ページをご覧ください。

この計画の目的でございますが、条例の基本理念を踏まえ、環境の保全及び創造についての施策を総合的かつ計画的に推進するための長期的な目標及び総合的な施策の体系を示すこととでございます。具体的には、市民・事業者・市が連携して良好な環境づくりを進めていく際の指針となるものでございます。

3 ページをご覧ください。

こちらの計画の期間でございますが、平成 25 年 3 月にこれまでの三郷市環境基本計画を見直し、平成 32 年度までを期間としております。

また、本計画が対象とする範囲は、自然環境、生活環境、快適環境、地球環境と多岐にわたります。ページが少し飛びますが、33 ページに体系を一覧にしてございます。35 ページ以降には、各施策の現状と目標を詳細に記載しております。

まず自然環境につきましては、自然の恵みである水と緑を保全しようという方針のもと、江戸川クリーン大作戦及び第二大場川浮遊ゴミ等回収大作戦を毎年実施しています。

続きまして生活環境につきましては、公害のないまちの実現のため、大気・水質・騒音・振動における環境基準値の測定及び達成率の管理を各法律に基

づき行っております。また、生活排水処理率や公共下水道の普及率の向上にも努めております。

続きまして快適環境につきましては、快適で住み心地の良いまちの実現を目指し、きれいで清潔な街にしようという方針のもと、江戸川、第二大場川の清掃を含めた6つの清掃活動を実施しております。また、快適で環境と調和する都市空間をつくろうという方針のもと、緑化の推進、快適で安全な道路空間の確保、まちに調和した景観づくりの推進に努めています。

最後に地球環境につきましては、地球にやさしいまちの実現をめざし、市の事務・事業に伴い排出する温室効果ガスの排出量削減に努めております。こちらは第3次地球温暖化対策実行計画のもと、基準年平成25年に対し、10%の削減を目標として定めています。また、ごみ排出量に関しましては、事業ごみ及び家庭ごみの排出量の計測を行うと共に、減量及び再資源化促進のための啓発活動を進めています。

最後に59ページをご覧ください。

本計画の実効性を確保するため、本日配布させていただきました「環境報告書」を活用し、PDCAにより進行管理をまいります。具体的には、「環境報告書」には各施設の目標値と平成28年度の値を掲載しており、環境審議会へ報告するとともに、ホームページなどを通じ公表し、計画を継続的に改善してまいります。以上でございます。

#### **佐藤会長**

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明に対し、質問がありましたらお願いします。

～質問なし～

質問がないようですので、以上で報告事項（1）は終了いたします。

それでは報告事項（2）三郷市環境事業報告書について事務局から説明をお願いします。

#### **秋田課長**

三郷市環境事業報告書は、三郷市環境基本条例第18条の規定による本市の環境の状況及び環境の保全等に関して講じた施策に関する報告書として、毎年度の実施事業を取りまとめ公表しているものでございます。平成28年度の環境の状況や実施事業に関する主なものにつきましては、担当よりご説明申し上げます。

#### **篠田室長**

三郷市環境事業報告書について、概略をご説明いたします。

この報告書は、クリーンライフ課で行っている事業を年度ごとに取りまとめたものでございます。

5ページの6をご覧ください。

本市の環境行政の体制について記載しており、クリーンライフ課の体制は1室2係となっております。

次ページ以降では、環境に関する主な取り組み、ゴミ処理事業、環境指標や環境衛生など多岐にわたる本市の環境行政の内容について、表や図、グラフのみならず写真も掲載し、市民の方にも分かりやすいよう配慮してご紹介しております。

第1章の環境に関する主な取り組みといたしましては、各種イベントの開催状況及び実績を紹介しております。参加者も定着してきており、各イベントとも広く市民に認知されてきたため、今後も継続して地域の美化に貢献し、環境保全に寄与してまいりたいと思います。また、地球温暖化対策事業としまして、市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の推移、太陽光発電システム等導入促進補助事業の実績値などをまとめております。温室効果ガスの排気量は毎年少しずつ削減ができてきている状況でございます。さらに太陽光発電システム等の省エネルギー設備の導入件数に関しましても毎年伸びておりますので、更なる普及につなげたいと思います。

17ページ以降の第2章、ごみ処理事業に関しましては、三郷市のごみ処理にかかる内容を細かくまとめております。ごみの収集量に関しましては人口が増加傾向にある一方で、ごみの排出量は減少傾向となっております。これはごみの減量及び分別意識の広まりによるものと考えられます。ごみの減量を進めるには、より一層の啓発が必要となりますので市民の意識向上に努め、家庭ごみの減量につながる活動をさらに推進してまいります。また、36ページ以降は三郷市のごみ処理にかかわる各施設を併せて紹介しております。

43ページ以降の第3章、環境指標の把握と評価につきましては、大気や水質などの各項目について測定結果の報告とそれに関する分析及び考察を掲載しております。大気・水質・騒音・振動における環境基準値は前年度と比較すると大きく変動はございません。目標値に達していない基準に関しては達成に努めるとともに、現状維持ができている基準に関しては引き続き維持させてまいります。また、苦情件数に関してですが、昨年度と比較し2倍以上に増加しております。これは苦情件数の増加に伴い、苦情項目を細分化し小さな相談案件も管理し、広く対応していく方針に変更したためです。

91ページ以降の第4章、狂犬病予防及び飼い主のマナー啓発につきましては、犬の登録件数及び予防接種件数、マナー啓発に関する取り組みを掲載しております。

93ページ以降の第5章、その他の環境衛生については、衛生害虫、専用水路、鳥獣の保護、墓地等の経営の許可、環境学習関連事業等の詳細をまとめております。

97ページ以降の第6章、特定施設等の設置状況を掲載しております。

なお、表紙や章ごとの区切りには、毎年秋に開催される環境フェスタみさ

と「児童・生徒環境ポスターコンクール」で受賞された作品を掲載しておりますので併せてご覧ください。以上で説明を終わります。

**佐藤会長**            ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に対し、質問がありましたらお願いします。

**加藤委員**            環境事業報告書5 1 ページ2 行目の「大気が安定しているときに」という表現について、風が弱いと大気が安定していると思われがちですが、むしろ夏期に日差しが強く風が弱い日というのは、大気が不安定な状態にあるといえます。この表現でよろしいのでしょうか。

**佐藤会長**            ただいま加藤委員から、ご指摘がありました件に対して説明をお願いします。

**秋田課長**            ご指摘ありがとうございます。  
穏やかで風もなく安定しているという状況を表現したかったと思うのですが「大気が」という言葉を使っているためご質問されたのかと思います。今後の報告書修正に生かせればと思いますので適切な表現方法があれば助言をいただきたく思いますようお願いします。

**佐藤会長**            加藤委員よろしくお願いいたします。  
他に質問等ありますでしょうか。ないようでしたら以上で報告事項（2）は終了いたします。  
それでは報告事項（3）パブリック・コメント結果について事務局から説明をお願いします。

**秋田課長**            三郷市ペット霊園の設置の許可等に関する条例及び三郷市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正につきましては、近年の動物愛護意識の高まりなどからペットが癒しの対象だけではなく、家族の一員と考える人が増えている傾向にあり、ペットの死後も人に準じた形できちんと供養したいとペット墓地等の需要が多くなっている背景から無秩序な開発を抑制し、住民の宗教的感情に適合し、良好な生活環境の保全を維持しつつ、ペット墓地への需要に応えるため行うものでございます。

この条例改正案につきまして、先般9月1日から10月2日までパブリック・コメント手続きを行い、その結果について報告をさせていただきますので結果の公表にあたり、市の考え方等について委員の皆さまからご意見等いただければと存じます。なお、条例改正の概要等につきましては担当よりご説明申し上げます。

## 吉田係長

パブリック・コメントにより意見募集した条例改正の内容からご説明します。

三郷市ペット霊園の設置の許可等に関する条例及び三郷市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の概要の資料をご用意ください。

背景は課長より説明した通りでございます。

次に改正案の内容をご説明します。「三郷市墓地等の経営の許可等に関する条例」にもとづき許可を得た墓地区域の区画の一部をペット霊園に転用することを可能といたします。墓理法及び市条例に適合していることから近隣住民等の生活環境への影響は極めて少なく、既存の許可区域であるため新たな開発行為等を伴うものではないと思われま。

また、墓地経営の観点からも未利用地の活用手法のひとつとして選択肢が増えます。具体的に申し上げますと、既存の墓地区域内の使用されていない未定区画をペットのお墓に転用できることとします。また、既存の納骨堂の施設内にペット用の納骨壇を設けることも可能とします。なお、既存の墓地区域内であっても、ペット用火葬炉を設けることはできません。こちらを設ける場合には、ペット霊園条例に基づき許可を新たに受ける必要があります。

法令の要件ではありませんが、場合によっては既存墓地及び納骨堂の利用者への説明や理解を得ることが必要となることも想定されます。

次に、関連条例等の改正につきまして、「三郷市ペット霊園の設置の許可等に関する条例」の改正にともない「三郷市墓地等の経営等に関する条例」の一部を改正します。内容につきましては、墓地区域の拡張要件を見直し、拡張要件のひとつである「残存区画数（未定区画）の割合」については、全体の5%以下となっており、区画としては「永代使用」を想定しています。

一方で近年、「永代供養」の需要増加、更には今回のペット墓地への転用が可能となったことにより、区画の使用形態の多様化が想定されます。この「残存区画」の考え方を明確にする必要があるため、次の2点の要件を付加します。

①区画数（未定区画）の割合には、ペット墓地も含めます。

②拡張する場合の基準面積（墓地区域面積）からペット墓地区域を除きます。

この場合、拡張ができる面積は、既存墓地の区域からペット墓地の区域を除いた50%未満とします。

その他、東京近郊における墓地需要等に鑑み、墓地の安定的経営の確保の観点から規定している「当該墓地に係る経営許可又は変更許可を受けた日から5年が経過していること」を、新規許可における法人のみとする変更を行います。

なお、墓地の需要予測による拡張の必要性については、現行の残区画の5%以下とする規定により適正に判断できるものと考えております。

次ページにつきましては、条例（案）と新旧対照表となっております。今後このような形で議会上程していく予定となっております。



条例一部改正を行うにあたってのスケジュールになりますが、広報みさと8月号にてパブリック・コメントの案内記事を掲載させていただきました。

また同時にホームページにも掲載させていただいております。

8月24日行政連絡会議を行い、9月1日から10月2日までパブリック・コメント期間として意見を募集させていただき、本日11月14日環境審議会でご審議いただきたいと考えております。

12月に案の修正というところで、パブリック・コメントでいただいたご意見、本日いただいたご意見等を総務課と最終調整し、案の修正を行います。その後市長決裁をいただき、3月に議会上程という流れになっております。

次に、今回ご審議いただくパブリック・コメント手続きの結果について説明いたします。先ほどもご説明した通り9月1日から10月2日まで意見募集を行いました。改正内容についてのご意見はございませんでしたが、その他として、おひとりの方から3件の意見をいただきました。

1つ目のご意見として、「三郷市ペット霊園の設置の許可等に関する条例」という名称だと、三郷市が市立のペット霊園を造るというように捉えられる。三郷市がペット霊園を設置するのであれば断固反対であるというものです。こちらに対しての市の考え方（案）は、市によるペット霊園の設置計画はありませんということになります。

2つ目のご意見として、近隣住民に配慮することも重要であるが、許可のハードルや管理水準を高くすると、墳墓の価格が上がり、その経営が圧迫され、管理料が高額化し墓地を求める人の負担が増えるというものです。こちらに対しての市の考え方（案）は、許可要件は、墓地利用者の利便性や周辺住民への生活環境の調和に配慮した許可要件として規定しているものであり、一定水準以上の基準は必要であると考えていますということになります。

3つ目のご意見として、市長が「三郷市の地域性に合わない」「三郷市や三郷市民が必要と感じない」墓地、ペット霊園の計画は許可しないという判断が可能となる条項を条例に盛り込むべきというものです。こちらに対しての市の考え方（案）は、現行条例の許可要件では、近隣住民の生活環境への配慮や、墓地またはペット霊園の需要、経営の永続性について配慮したものとなっております。また、許可申請予定者には、近隣住民への住民説明会の開催や関係住民から意見の申出を受けるなど、住民との協議で支障がないことが申請の要件となっておりますということになります。

以上、パブリック・コメント手続き結果については、資料通りの様式で公表させていただきます。

**佐藤会長**

ただいまの事務局の説明に対し、質問・意見等がありましたらお願いします。

**石井委員**

この条例の背景に関する質問で、ペットの死後も人に準じた形できちんと

した供養をしたいというのはペットと暮らす人の需要だと思いますが、ペット墓地等の需要も多くなってきているという部分もペットと暮らす人の需要なのですか。それともペット墓地を開設したい人の需要なのですか。

**佐藤会長** ただいまの質問に対し、事務局の説明をお願いします。

**秋田課長** こちらにつきましては、どちらともペットと暮らす人側からの需要でございます。お寺や霊園にも、檀家様からペット墓地を開設できないのかという問い合わせもあるという状況でございます。

件数に関しましては、調査を行っていないので把握はしておりません。

**佐藤会長** 石井委員よろしいですか。

**石井委員** はい。ありがとうございます。

**佐藤会長** 他に質問はありませんか。

**武捨委員** 確認なのですが、人とペットの墓地は別々にあると認識しておりますが、同じ墓地に入れ込むというのは、そのような要望が実際にあったからなのか、または今後そのような要望が起り得ると予測されるために、この条例を設けようとしているのですか。

**佐藤会長** ただいまの質問に対し、事務局の説明をお願いします。

**秋田課長** この条例は、既存の墓地の中で使用されていない部分をペット専用墓地として利用することを可能にするもので 人とペットが一緒のお墓に入るといいう主旨のものではございません。現状把握している中でペット専用墓地というものは三郷市にはございません。

**佐藤会長** 武捨委員よろしいですか。

**武捨委員** はい。わかりました。

**佐藤会長** その他質問がないようでしたら、以上で終了いたします。  
それでは報告事項（４）その他について事務局から説明をお願いします。

**秋田課長** その他といたしまして、1件ご報告させていただきます。  
昨年度当審議会で審議いただき、昨年12月に制定されました「三郷市動物の愛護及び管理に関する条例」が平成29年12月1日より施行されるこ

ととなります。

条例施行を機に市としましても、人と動物との調和のとれた共存社会の益々の推進を目指して各施策を進めてまいりますので、今後ともご支援ご鞭撻の程、よろしくお願いいたします。報告は以上でございます。

**佐藤会長**

ただいまの報告に対し、質問がありましたらお願いします。

ないようでしたら、本日予定しておりました報告はすべて終了いたしましたので議長の職をおろさせていただきます。

皆さんの協力によりまして、審議会がスムーズに進行できましたことを感謝申し上げます。これからも2年間ありますが、力を合わせて三郷市の環境に貢献してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

**秋田課長**

佐藤会長ありがとうございました。三郷市環境審議会につきましては、今後も定期的開催いたしますので委員の皆さまよろしくお願いいたします。

それでは閉会にあたりまして、飯倉副会長よりごあいさつをお願いします。

## **6. 閉 会**

---

**飯倉副会長**

皆さま本日はお忙しい中、またお足元の悪いなかお集まりいただきましてありがとうございます。皆さまに慎重な審議をいただき、三郷市環境審議会がスムーズに行われたことを深く感謝しております。今後とも皆さまのご協力を得ながら環境保全について寄与してまいりたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

これをもちまして、平成29年度第1回三郷市環境審議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。